**屋根貸しモデル契約書**

**神奈川県**

**平成25年12月**

点線囲い等の意味については、「解説書」の「凡例」を参照してください。

また、本モデル契約書を利用された場合、「解説書」の＜注意事項＞に同意されたものとみなしますので、予め御了承ください。

**屋根貸しモデル契約書**

（趣旨等）

第１条　■賃貸人■（以下「甲」という。）は■賃借人■（以下「乙」という。）に対し、次に記載する建物（以下「本建物」という。）の屋根（以下「本物件」という。）を賃貸し、以下のとおり、屋根賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

２　本契約の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

３　本契約に定める賃料等の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

４　本契約の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

５　本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（書面主義）

第２条　本契約で定める催告、請求、通知、指示、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する通知、指示、報告及び承諾（以下「通知等」という。）を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、口頭で行った通知等を書面に記載し、■日以内に、これを相手方に交付しなければならない。

３　甲及び乙は、本契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録しなければならない。

（賃貸の目的）

第３条　乙は、本物件に太陽光発電設備（発電に必要な付属設備を含む。以下「本設備」という。）を設置し、売電事業（以下「本事業」という。）を営むことを目的とし、本事業の実施に必要な範囲でのみこれを利用するものとする。なお、本設備の仕様は別に定める仕様書による。

２　乙は、本事業の実施にあたり、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

***【賃貸期間終了後、乙の費用と責任において本設備を撤去する場合】***

（賃貸期間）

第４条　本契約の期間は、売電開始日である平成■年■月■日から20年を経過する平成■年■月■日までとする。

２　乙は、前項に定める期間終了後、本設備を自己の費用と責任において撤去し、原状回復するものとする。

***【賃貸期間終了後、甲が本設備の無償譲受又は撤去を選択する場合】***

（賃貸期間）

第４条　本契約の期間は、売電開始日である平成■年■月■日から20年を経過する平成■年■月■日までとする。

２　甲は、前項に定める期間終了後の本設備の取扱について、乙から無償譲渡を受けるか、乙の費用と責任において撤去し原状回復を行うか、選択することができる。

３　甲は、本条第１項に定める期間終了日の■ヶ月前までに、前項の選択結果を乙に通知しなければならない。

４　甲が、前項の通知を所定の期日までに行わない場合、甲は本設備の撤去を選択したものとみなす。

５　本条第２項の規定に基づき、本設備の無償譲渡が行われた場合、乙は甲に対し、本設備の設計図書、仕様、修繕履歴、過去■年間の発電量データを引き渡すものとする。

***【賃料を定額とする場合】***

（賃料）

第５条　賃料は、年間■円とする。

２　法制度及びその他各種制度の変更並びに経済事情の急激な変動等により、賃料が不相当となった場合、甲及び乙は、協議の上、賃料の改定を行うことができる。

３　本条第１項の賃料の支払は、毎年、１年分を、当初の売電開始日が属する月の末日から■日以内に、甲の指定する次の口座へ振込むこととする。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

４　第18条第■項の規定により、１年未満の賃料が発生する場合、甲は乙に対し、１年を365日として日割算出し（１円未満の端数は切り捨てる）、返還することとする。

５　前項に定める賃料の返還は、乙が別に指定する口座への振込みとする。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

　　　　　　　　　　　＜甲の指定する口座＞

***【賃料を売電収入の一定割合とする場合】***

（賃料）

第５条　賃料及びその支払方法は次のとおりとする。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

　　　　　　　　　　＜甲の指定する口座＞

２　法制度及びその他各種制度の変更並びに経済事情の急激な変動等により、賃料が不相当となった場合、甲及び乙は、協議の上、賃料の改定を行うことができる。

３　第18条第■項の規定により、１年未満の賃料が発生する場合、甲は乙に対し、１年を365日として日割算出し（１円未満の端数は切り捨てる）、支払うものとする。

（遅延損害金）

第６条　乙は、前条の賃料の全部又は一部について未払いがある場合、支払うべき期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額に対し、年利■％の割合による遅延損害金を、甲に支払うものとする。

（保証金）

第７条　乙は、甲に対し、本契約締結時に、本契約に基づき生じる乙の一切の債務を担保するため、保証金■円を預け入れるものとする。

２　乙は、本契約の終了まで、保証金を以って賃料その他の債務と相殺をすることができない。

３　乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

４　甲は、本契約の終了後、第４条第２項の規定に基づき、本設備の無償譲渡を受けた場合、又は乙が本設備を撤去し原状回復を行った場合、保証金全額を乙に返還しなければならない。ただし、甲は、賃料の滞納その他本契約から生じる未払債務が存在する場合には、これを差し引いた残額を返還するものとする。この場合において、甲は、乙に対し、書面により当該未払債務の内訳を明示しなければならない。

（本設備の設置）

第８条　乙は、自己の費用と責任において、本物件に仕様書に則り本設備を設置する。

２　乙は、本設備の設置に際し、本設備に設置年月日及び乙所有に属する旨を表示する。

３　乙は、本設備の設置に際し、甲と十分に協議を行い、甲より開示を受けた本建物及び本物件に関する設計図書等により、施工の安全性を確保するとともに、甲の事業の実施に支障を生ぜしめないようにしなければならない。

４　乙は、本設備の設置に必要な電力及び水道等の使用料を負担することとする。

５　乙は、本設備の設置について、甲の事前承諾を得た上で、第三者にこれを委託することができる。

６　乙は、前項の規定に基づき、第三者に本設備の設置を委託する場合、当該第三者に、本条第２項ないし第４項に定める乙の義務と同等の義務を遵守させなければならない。

（本設備の設置に係る検査）

第９条　乙は、本設備の設置が完了したときは、甲に対し完了報告書を提出するものとする。

２　甲は、前項の完了報告書が提出されたときは、速やかに本設備及びその設置方法が、甲乙間の協議で定めた仕様に合致するか検査しなければならない。

３　前項の検査に合格したとき、甲は、乙に対し、検査合格通知書を交付するものとする。

４　本条第２項の検査の結果、不適合事項が確認されたとき、甲は、乙に対し、速やかに改善・修正を指示し、乙はこれに対応し、甲の再検査を受けなければならない。なお、再検査については、本条の規定を準用するものとする。

（本設備の情報提供）

第10条　乙は、甲に対し、本設備の取扱等に関し、注意事項等を書面により作成し、提供しなければならない。

２　乙は、甲の求めに応じ、本設備の取扱等に関する注意事項等について適切な説明を行わなければならない。

（本設備の運用・保守管理）

第11条　乙は、自己の費用と責任において、本事業が適正に実施できるように本設備を運用・保守管理しなければならない。ただし、甲の故意又は過失により本設備が損傷したときは、甲が修繕費用を負担するものとする。

２　乙は、本設備の運用・保守管理を行うにあたり、甲の事業の実施に支障を生ぜしめないようにしなければならない。

３　乙は、本設備の運用・保守管理に必要な電力及び水道等の使用料を負担することとする。

４　乙は、本設備の運用・保守管理について、甲の事前承諾を得た上で、第三者にこれを委託することができる。

５　乙は、前項の規定に基づき、第三者に本設備の運用・保守管理を委託する場合、当該第三者に、本条第２項及び第３項に定める乙の義務と同等の義務を遵守させなければならない。

６　甲は、本設備に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本設備に他の機器を取り付けること

(2) 本設備を改造すること

（運用・保守管理のための立入）

第12条　乙は、本設備の運用・保守管理のために本建物に立入る場合には、緊急を要する場合を除き、立入日の前日までに、甲に、立入の旨を通知しなければならない。

２　乙は、前項の立入を行うにあたり、身分証を携帯し、甲の求めがあった場合には、これを提示しなければならない。

３　乙は、前条第４項の規定に基づき、第三者に本設備の運用・保守管理を委託する場合、当該第三者に、前２項に定める乙の義務と同等の義務を遵守させなければならない。

４　甲は、本条第１項の通知があった場合、甲の事業の実施に支障がある場合その他正当な理由がない限り、これを拒否することはできない。

５　甲は、本物件に乙の承諾なく立入ることができる。ただし、立入にあたり、乙による本設備の運用・保守管理に支障が生じないようにしなければなない。

（本設備への付保）

第13条　乙は、本設備の設置及び運用・保守管理にあたり、本契約の期間中、自己の負担において、本設備に損害保険を付さなければならない。

２　乙は、前項に定める付保を行ったのち、すみやかに当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

（事故報告）

第14条　乙は、本設備の設置及び運用・保守管理にあたり事故が発生したときは、応急措置を取った上で、直ちに甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の報告後、速やかに適切な措置を取るとともに、再発防止の措置をとり、その旨を甲に報告しなければならない。なお、当該事故により本建物に物損が生じた場合の修繕について、乙は、第19条の規定に則り対応するものとする。

３　甲は、乙の講じた再発防止措置が不十分であると認めるときは、乙に対し、再発防止措置の再検討を指示することができる。

４　乙は、前項の指示を受けた場合、甲と協議の上、再発防止措置を再検討しなければならない。

５　乙は、第11条第４項の規定に基づき、第三者に本設備の運用・保守管理を委託する場合、当該第三者に、本条第１項、第２項本文及び第４項に定める乙の義務と同等の義務を遵守させなければならない。

６　甲は、本設備に関し、破損等の不具合を発見した場合、速やかに乙に報告するものとする。

７　甲及び乙は、事故等緊急時の報告等を速やかに行うため、別に緊急連絡体制を定めるものとする。

（乙による本設備等の譲渡等）

第15条　乙は、甲の承諾を得ることなく、本設備の全部又は一部について、譲渡し、賃借権を設定し、又は譲渡担保その他の担保に供してはならない。

２　乙は、甲の承諾を得ることなく、本設備の全部又は一部について、移転、改造その他本契約の趣旨に反することを行ってはならない。

３　乙は、甲の承諾を得ることなく、本契約に基づく賃借権について、譲渡し、転貸し、又は質権その他の担保に供してはならない。

４　乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本物件に、本設備の設置及び運用・保守管理に不必要な物品等を搬入し、又は備え付けること

(2) 本物件及び本設備並びに本物件に通ずる通路等共用部に、甲の承諾を得ないで看板及びポスター等の広告物を掲示すること

(3) 本物件に通ずる通路等共用部に、物品を置くこと

(4) 本物件に甲の許可なく第三者を立ち入らせること

（甲による本建物の譲渡等）

第16条　甲は、次の各号に掲げる行為について、乙による本設備の運用・保守管理に支障が生じないように、事前に乙と協議しなければならない。

(1) 本建物を第三者に譲渡すること

(2) 本建物を第三者に賃貸すること

(3) 本建物を抵当権その他の担保に供すること

(4) 本建物を増改築すること（本設備の運用・保守管理に支障を生ぜしめないものを除く）

２　甲は、前項第１号に該当する場合、当該譲受人に対し本契約の趣旨及び内容を説明の上、当該譲受人に、甲の本契約上の地位を譲渡するか、乙との間で本契約と同等の契約を締結させなければならない。

３　甲は、本条第１項第２号に該当する場合、当該賃借人に対し、本契約の趣旨及び内容を説明の上、乙による本物件を使用した本設備の運用・保守管理を許容する旨を、当該賃貸借契約上、明示しなければならない。

４　甲は、本条第１項第３号に該当する場合、当該担保権者に対し、本設備が乙の権原に基づき設置されていることを明らかにし、本設備が乙の所有物であり、担保の目的とならないことを当該担保権設定契約上、明示しなければならない。

（甲による本設備の移設等）

第17条　甲の責めに帰すべき事由により本物件における本設備の移設が必要となった場合、甲は、自己の負担において本設備を移設することができる。ただし、当該移設に関し、予め乙の承諾を得なければならない。

２　前項の規定に基づき本設備を移設する場合、甲は、乙に対し、当該移設期間中に乙が得られるべきであった売電収入相当額を補償するものとする。

***【修繕の時期を予め定め、一時撤去・再設置費用、逸失利益を乙が負担する場合】***

（本建物の修繕等）

第18条　甲は、本建物の修繕（本設備の運用・保守管理に支障を生ぜしめないものを除く。以下本条において同じ。）を行う場合、事前に乙と協議の上、承諾を得なければならない。

２　前項の修繕を行う場合、当該工事に伴う本設備の一時撤去・再設置に要する費用及び得られるべきであった売電収入相当額の補償の有無等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、甲は、本物件の修繕のうち、屋上全面防水工事等実施が予定されている計画的修繕については、平成■年■月■日から平成■年■月■日の間に行うこととし、乙はそのことについて予め承諾するものとする。なお、本項の修繕実施時期については、甲乙協議の上、変更することができる。

４　前項の修繕に当たり、乙は、本設備の一時撤去・再設置に必要な費用を負担するものとする。

５　本条第３項の期間中に行う修繕に伴い、本設備による売電が停止している期間について、甲は、当該売電停止期間中の乙の賃料を免除するものとし、乙は、甲に対し、当該売電停止期間中に得られるべきであった売電収入相当額の補償を求めないこととする。

６　本建物の増改築については、本条第１項及び第２項の規定を準用する。この場合において、これらの規定の中で「修繕」とあるのは、「増改築」と読み替えるものとする。

***【修繕の時期は定めず、長さのみを予め定め、一時撤去・再設置費用、逸失利益を乙が負担する場合】***

（本建物の修繕等）

第18条　甲は、本建物の修繕（本設備の運用・保守管理に支障を生ぜしめないものを除く。以下本条において同じ。）を行う場合、事前に乙と協議の上、承諾を得なければならない。

２　甲は、本物件の修繕のうち、屋上全面防水工事等実施が予定されている計画的修繕については、最大■日間行うこととし、乙はそのことについて予め承諾するものとする。なお、本項の修繕実施期間については、甲乙協議の上、変更することができる。

３　前項の修繕に当たり、乙は、本設備の一時撤去・再設置に必要な費用を、それぞれ１回に限り負担するものとする。

４　本条第２項の適用を受ける修繕に伴い本設備による売電が停止している場合、甲は、当該売電停止期間中の乙の賃料を免除するものとし、乙は、甲に対し、当該売電停止期間中に得られるべきであった売電収入相当額の補償を求めないこととする。

５　本条第２項に定める期間を超えた計画的修繕その他本建物の修繕に伴う本設備の一時撤去・再設置に要する費用の負担及び得られるべきであった売電収入相当額の補償の有無等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

６　本建物の増改築については、本条第１項及び第５項の規定を準用する。この場合において、これらの規定の中で「修繕」とあるのは、「増改築」と読み替えるものとする。

***【修繕の時期等は定めず、一時撤去・再設置費用、逸失利益を甲が負担する場合】***

（本建物の修繕等）

第18条　甲は、本建物の修繕（本設備の運用・保守管理に支障を生ぜしめないものを除く。以下本条において同じ。）を行う場合、事前に乙と協議の上、承諾を得なければならない。

２　前項の修繕に当たり、本設備の一時撤去・再設置を要する場合、甲がその費用を負担することとする。

３　本建物の修繕に伴い本設備による売電が停止している場合、乙は、甲に対し、当該売電停止期間中に得られるべきであった売電収入相当額の補償を求めることができる。

４　本建物の増改築については、本条第１項ないし第３項の規定を準用する。この場合において、これらの規定の中で「修繕」とあるのは、「増改築」と読み替えるものとする。

***【本物件の原因不明の不具合について、甲乙間の協議で対応する場合】***

（本設備の設置に起因する不具合の修繕）

第19条　前条の規定にかかわらず、本設備の設置に起因する本物件の雨漏りその他の本建物の不具合（以下「雨漏り等」という。）の修繕については、本条の規定を適用する。

２　雨漏り等の修繕について、乙は、甲と事前に協議し、甲の承諾を得た上で、自己の費用と責任において実施しなければならない。

３　前項の修繕に伴い本設備による売電が停止している場合、乙は、甲に対し、当該売電停止期間中に得られるべきであった売電収入相当額の補償を求めることはできない。

４　雨漏り等について、本設備の設置に起因するものか甲乙の見解が一致しないときは、甲及び乙が協議して修繕の費用負担等を定める。

***【本物件の原因不明の不具合について、本設備設置後■年以内のものは設置に起因すると推定する場合】***

（本設備の設置に起因する不具合の修繕）

第19条　前条の規定にかかわらず、本設備の設置に起因する本物件の雨漏りその他の本建物の不具合（以下「雨漏り等」という。）の修繕については、本条の規定を適用する。

２　雨漏り等の修繕について、乙は、甲と事前に協議し、甲の承諾を得た上で、自己の費用と責任において実施しなければならない。

３　前項の修繕に伴い本設備による売電が停止している場合、乙は、甲に対し、当該売電停止期間中に得られるべきであった売電収入相当額の補償を求めることはできない。

４　雨漏り等について、本設備の設置に起因するものか甲乙の見解が一致しないとき、本物件に生じた不具合に限り、本設備設置後■年以内に発見されたものについては、本設備の設置に起因するものと推定し、その他の不具合については、甲及び乙が協議して修繕の費用負担等を定めるものとする。

（自然災害等不可抗力による不具合の修繕）

第20条　第18条の規定にかかわらず、天災、地変その他甲乙双方の責めに帰さない事由（以下「不可抗力」という。）により生じた本建物の不具合（本設備の運用・保守管理に支障を生ぜしめないものを除く。以下本条において同じ。）の修繕については、本条の規定を適用する。

２　不可抗力により生じた本建物の不具合の修繕について、甲は乙と事前に協議し、乙の承諾を得た上で実施しなければならない。ただし、乙は、当該修繕の必要性が乏しい等特段の事情がない限り、本項の承諾をしなければならず、かつ、本設備の一時撤去等、本修繕に必要な措置を取らなければならない。

３　前項の修繕に伴い生じる乙による本設備の一時撤去等、当該修繕に必要な措置に係る費用負担については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

４　本条第２項の修繕に伴い本設備による売電が停止している場合、当該売電停止期間中に得られるべきであった売電収入相当額の補償の有無等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（不可抗力による契約の消滅等）

第21条　不可抗力により、本建物が滅失した場合、本契約はその時から将来に向かって消滅する。

２　不可抗力により、本建物が毀損し、又は本設備が毀損若しくは滅失し、本事業の継続が困難となった場合、甲及び乙は、本契約を解除することができる。

３　甲及び乙は、前項に定める不可抗力が発生した場合、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

４　甲及び乙は、前項の通知を受けた後、その後の必要な措置について、速やかに相手方と協議を行うこととする。

５　本条第３項及び第４項の規定は、第１項により本契約が消滅した場合について、本契約の消滅にかかわらず、本設備の撤去を終えるまで、準用することとする。

（甲による契約の解除）

第22条　甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

２　甲は、乙が次の各号に掲げる事由に該当した場合、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の締結に当たり、虚偽の事実を申告していたとき、又は不正の手段を用いて本契約を締結していたとき

(2) 破産手続若しくは特別清算、民事再生手続、会社更生手続若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、又は解散決議を行ったとき

(3) 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）（以下「暴対法という。）第２条第２号に定める者をいう。以下同じ。）になったとき

(4) 自ら又は第三者をして暴力的要求行為（暴対法第２条第７号に定める行為をいう。以下同じ。）を行ったとき

(5) その他重大な背信行為又は法令違反若しくは公序良俗違反があり、甲乙間の信頼関係が破綻したと認められるとき

３　甲が、本条第２項の規定に基づき本契約を解除した場合、当該解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないこととする。

４　甲が、本条第２項の規定に基づき本契約を解除した場合、本設備は乙の費用において撤去し原状回復するものとする。なお、乙が、甲による本契約解除後、相当期間経過したにもかかわらず本設備を撤去しない場合、甲は、乙の承諾を得た上で、乙に代わり本設備を撤去及び原状回復し、その費用を乙に請求することができる。

（乙による契約の解除）

第23条　乙は、甲が本契約に定める義務に違反した場合、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

２　乙は、甲が次の各号に掲げる事由に該当した場合、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の締結に当たり、虚偽の事実を申告していたとき又は不正の手段を用いて本契約を締結していたとき

(2) 反社会的勢力になったとき

(3) 自ら又は第三者をして、暴力的要求行為を行ったとき

(4) その他重大な背信行為又は法令違反若しくは公序良俗違反があり、甲乙間の信頼関係が破綻したと認められるとき

３　乙が、本条第２項の規定に基づき本契約を解除した場合、当該解除により甲に損害が生じても、乙はその賠償の責めを負わないこととする。

４　乙が、本条第２項の規定に基づき本契約を解除した場合、本設備は甲の費用において撤去し原状回復するものとする。

５　乙が、自己の責めに帰する事由により本事業を継続できなくなった場合、甲に対し■円（次に定める算出式により算出された額）を賠償することを条件に本契約を解除することができる。

算出式：ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

***【実損額にかかわらず賠償額・補償額を予め定める場合】***

（賠償額及び補償額の予定）

第24条　甲は、次の各号に掲げる事由により、乙が本事業を継続できなくなった場合、乙に対し■円（次に定める算出式により算出された額）を賠償するものとする。

(1) 第16条第２項に定める義務に反したとき

(2) 第16条第３項に定める義務に反したとき

(3) 本建物の増改築、建替え、移築又は除却

(4) その他甲の責めに帰すべき事由

　算出式：ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

２　甲は、本建物に設定した担保権が実行され、乙が本事業を継続できなくなった場合、乙に対し■円（次に定める算出式により算出された額）を補償するものとする。

　算出式：ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

***【賠償額・補償額を予め定めた上で、実損額がそれを上回る場合の賠償・補償を認める場合】***

（賠償額及び補償額の予定）

第24条　甲は、次の各号に掲げる事由により、乙が本事業を継続できなくなった場合、乙に対し■円（次に定める算出式により算出された額（以下「賠償額」という。））を賠償するものとする。ただし、乙に■円（賠償額）を超える損害が生じている場合、甲はその差額を賠償しなければならない。

(1) 第16条第２項に定める義務に反したとき

(2) 第16条第３項に定める義務に反したとき

(3) 本建物の増改築、建替え、移築又は除却

(4) その他甲の責めに帰すべき事由

　算出式：ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

２　甲は、本建物に設定した担保権が実行され、乙が本事業を継続できなくなった場合、乙に対し■円（次に定める算出式により算出された額（以下「補償額」という。））を補償するものとする。ただし、乙に■円（補償額）を超える損害が生じている場合、甲はその差額を補償しなければならない。

　算出式：ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

（第三者に及ぼした損害の賠償）

第25条　本設備の設置、運用・保守管理又は本設備の瑕疵により第三者に損害を及ぼした場合、乙はこれを賠償する責めに任ずる。

２　前項の規定にかかわらず、第三者へ及ぼした損害の原因が、甲の指示その他の甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示等が不適当であるなど甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（事実の表明及び保証）

第26条　甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1) 甲が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること

(2) 甲が、本契約を締結し、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有していること

 (3) 甲が、本契約を締結し、これを履行することについて、法令及び甲の定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続を履践していること

 (4) 本契約が、甲の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人により締結されたこと

 (5) 甲が、破産手続若しくは特別清算、民事再生手続、会社更生手続若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、又は解散決議を行っておらず、さらに第三者によるかかる手続の申立てもなされていないこと

 (6) 甲が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態にないこと

 (7) 甲が、反社会的勢力でないこと

 (8) 甲が、自ら又は第三者をして暴力的要求行為を行っていないこと

２　乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1) 乙が、会社法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること

(2) 乙が、本契約を締結し、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有していること

 (3) 乙が、本契約を締結し、これを履行することについて、法令及び乙の定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続を履践していること

 (4) 本契約が、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人により締結されたこと

 (5) 乙が、破産手続又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の倒産関連法規の申立てをしておらず、又は第三者によるかかる手続の申立てもなされていないこと

 (6) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態にないこと

(7) 乙が、反社会的勢力でないこと

 (8) 乙が、自ら又は第三者をして暴力的要求行為を行っていないこと

３　甲又は乙は、前２項の規定において表明及び保証を行った事実に誤りがあったことに起因して、相手方に損害を生ぜしめた場合、その損害を補償するものとする。

（変更通知）

第27条　甲及び乙は、住所、代表者、商号、事業目的又は主要株主その他取引上の重要な変更が生じたとき、直ちにその旨を相手方に通知しなければならない。

（守秘義務）

第28条　甲及び乙は、次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前承諾なくして、第三者に開示してはならない。ただし、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、この限りでない。

(1) 相手方からの開示時に、公知・公用となっていた情報

(2) 相手方からの開示時に、自己の責めによらず公知になった情報

(3) 守秘義務を負わない第三者から守秘義務を負わずして入手した情報

２　前項に基づく甲及び乙の義務は、本契約の終了後、■年間存続するものとする。

３　甲及び乙は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、相手方の選択に従い、直ちに秘密情報（以下本項においては複製物も含む）を相手方に返却し、又は自己の責任において破棄若しくは消去しなければならない。

(1) その使用目的が終了したとき

(2) 相手方から要求があったとき
(3) 本契約が終了したとき

（契約外事項等）

第29条　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関し疑義が生じた場合、甲及び乙は、協議してこれを定める。

２　前項の協議に当たり、甲及び乙は誠実に対応しなければならない。

（合意管轄）

第30条　甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合、■■簡易裁判所又は■■地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保管するものとする。

平成■年■月■日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　■住所■

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　■社名■

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　■代表者職　氏名■　　　　　　　　代表者印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　■住所■

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　■社名■

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　■代表者職　氏名■　　　　　　　　代表者印